

平成14年第4回防府市議会定例会会議録（その1）

平成14年9月4日（水曜日）

議事日程

平成14年9月4日（水曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 市長行政報告
- 5 県央部合併問題調査研究特別委員会の中間報告
- 6 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 7 推薦第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 報告第46号 専決処分の報告について
- 11 認定第 1号 平成13年度防府市水道事業決算の認定について
- 12 議案第66号 字の区域の変更について
- 13 議案第67号 土地の取得について
- 14 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 15 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 16 議案第70号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 17 議案第71号 防府市火災予防条例中改正について
- 18 議案第72号 平成14年度防府市一般会計補正予算（第4号）
- 19 議案第73号 平成14年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 平成14年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成14年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	深田慎治君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	岡村和生君	6番	弘中正俊君
7番	横田和雄君	8番	藤本和久君
9番	斉藤旭君	10番	山本久江君
11番	木村一彦君	12番	馬野昭彦君
13番	藤野文彦君	14番	山田如仙君
15番	平田豊民君	16番	安藤二郎君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
19番	石丸典子君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	22番	広石聖君
23番	藤井正二君	24番	河村龍夫君
25番	今津誠一君	26番	田中敏靖君
27番	中司実君	28番	青木岩夫君
29番	横見進君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	湯浅克彦君
総務部長	中村武則君	総務課長	渡辺知明君
生活環境部長	戸幡昭彦君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	清水義久君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君

教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	福田勝正君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	小田寛君	監査委員	熊谷儀之君

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

午前10時 1分 開会

議長（久保 玄爾君） おはようございます。ただいまから平成14年第4回防府市議会定例会を開会します。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

17番、熊谷議員、18番、佐鹿議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） この際、このたび8月に人事異動が発令されましたので、自己紹介を受けます。お願いいたします。

財務部次長（中村 隆君） 財務部次長の中村でございます。さきの人事異動によりまして、競輪局が所掌事務の中に追加をされました。したがって、財務部全般を所掌することを命ぜられたわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

競輪局長（山根 憲二君） 8月1日付で財務部競輪局の局長を命ぜられました山根憲二と申します。どうかよろしくお願いいたします。

市長行政報告

議長（久保 玄爾君） これより行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府市立小野小学校校舎増改築（建築主体）工事の入札に関し、いわゆる「談合疑惑」の情報提供があった問題について、御報告申し上げます。

本件は本年7月5日に3社で構成するJVによる制限付き一般競争入札の告示を行い、同月18日に入札参加申し込みを締め切り、23日に結果通知、29日に設計図書の配付を済ませ、8月19日に入札を実施する予定の工事でしたが、8月16日に日本共産党防府市議会議員団から、文書で「談合情報についての調査を求める申し入れ」があり、それによると、「既に落札者が決まっている」という内容のものでございました。

本市といたしましては、8月19日の入札を延期し、本市の談合情報対応マニュアル等に基づき、事実関係を調査すべく、8月21日に入札参加6JVの構成員18社から個別に事情聴取を実施しましたが、その結果、談合情報にあるような事実は確認できなかったものでございます。

また、8月23日の入札執行日時までに、全業者から「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は行っていない」等の誓約書が提出されたことから、談合の事実はなかったと判断し、同日入札を実施いたしました。

その結果に関しましては、後ほど本工事に係る契約議案において御審議いただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

なお、この談合情報に関する資料は、8月16日、21日、23日に公正取引委員会へ提出しております。

以上、御報告申し上げ、行政報告を終わります。

議長（久保 玄爾君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問の日程の中でお願いしたいと思います。したがって、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

県央部合併問題調査研究特別委員会の中間報告

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） この際、県央部合併問題調査研究特別委員会及び中心市街地活性化

化対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告したい旨の申し出がございましたので、これを許します。

まず、県央部合併問題調査研究特別委員会の中間報告を受けます。河杉特別委員長。

〔県央部合併問題調査研究特別委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） 去る8月28日に県央部合併問題調査研究特別委員会を開催し、「市長を囲む合併・行革トーク」の概要報告、並びに県央部2市4町における合併問題の取り組み状況について協議いたしましたので、その経過について御報告申し上げます。

この県央部合併問題調査研究特別委員会は県央部の合併に関する諸問題を調査・研究する目的でことし3月に設置したもので、委員会の冒頭のあいさつにおいても申し上げましたが、この問題において、最終的な判断をしなければならない議会といたしましても、後世に悔いを残さないように、合併問題にかかわる諸問題について、調査・研究を進めてまいりたいと存じますので、議員の皆さん、執行部の皆さんの御理解、御協力をいただきたい旨、この場をおかりいたしましてお願いを申し上げます。

まず、「市長を囲む合併・行革トーク」の概要報告でございますが、執行部より「7月13日から8月23日にかけて、市内15地域で実施し、1,038人の市民の方々に御参加をいただきました。またこの懇談会の折に、参加者を対象にアンケート調査を実施し、「性別」、「年代」、「懇談会の説明で市町村合併の必要性が理解できたかどうか」、「市町村合併を考える上で、今後、どのような情報が必要か」、「市町村合併についての意見」をお聞きしたところ、参加者の約87%にあたる881人の回答をいただきました。その結果、参加者の約7割強が男性であり、また67%が60代・70代の年配者であったことなどから、女性及び壮年層並びに若年層へのPRが今後の課題と考えております。また、市町村合併への理解度については、約95%の方に御理解をいただいたという結果になりました。さらに、市町村合併についての意見では、約4割の方々が「市町村合併を推進すべき」と回答されており、続いて「住民参加による合併論議を」という回答が多くございました。そのほかにも、市町村合併への不安の対処方法、合併のメリット・デメリット、合併後のまちづくりなどについて詳しく示してほしいという意見が多くございました。これらの御意見は会場での質疑という形でも、数多く参加者の皆さんからいただきました」との報告を受けました。

次に、県央部2市4町における取り組み状況につきましては、県央中核都市建設協議会を初めとした推進団体の取り組み状況、2市4町の議会の特別委員会、あるいは合併問題研究会などの設置状況、2市4町のうち、防府市、秋穂町、小郡町、阿知須町が住民説明会を終了し、徳地町が現在実施中、山口市が10月から11月にかけて実施予定であるこ

と、住民意識調査が阿知須町で7月に実施され、小郡町では10月下旬に実施予定であることなどが報告されました。

以上の報告を受けた後に質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、「2市4町の首長、議長が参加されている県央中核都市建設協議会での、現在までの確認事項にはどのようなものがあるのか」との質疑に対し、「法定合併協議会を平成14年度末までには設置していくという合意がなされております」との答弁がございました。

また、「このたびの市政懇談会の参加者に若年層の参加が少ない。本来、合併問題は、10年先、20年先を見据えた判断が必要で、その意味では若年層の参加が少ないのは問題だが、今後どのような対策を講じていくのか」との質疑に対し、「今後、青年会議所主催の合併に向けた行事も予定されており、これら青年団体等を通じて、若年層にもPRしていきたいと考えております。出前講座も今後予定しておりますが、こちらから押しかけていくくらいのつもりで取り組んでいきたいと思っております」との答弁がございました。

また、「平成14年度末までに法定合併協議会を立ち上げると言われるが、その法定合併協議会は合併を前提として立ち上げ、それまでに2市4町で合併の是非等、基本的協議事項については合意をしておかないと、時間がないのではないか」との質疑に対し、「法定合併協議会の設置は、合併の是非も含めた協議をするためのテーブルにまずつくということだと思います。したがって、新市の名称、新市庁舎の位置なども、法定協の中で一緒にやっっていこうとするメンバーで協議されるべき内容であると思っております」との答弁がございました。

さらに、「市政懇談会で合併後の新市の名称、新市庁舎の位置、財政基盤の問題など、具体的な事項の説明がなく、市民も納得しないのではないか」との質疑に対し、「2市4町が合併すれば対等合併であり、新市のことについては法定合併協議会設置後に関係する2市4町で協議していく必要があると思っております。現時点で大切なのは、新市の具体的な内容を議論することではなく、合併によって財政基盤を強固にし、将来において建設的で暮らしやすいまちをつくっていく可能性を持った状態にしておくことを、市民に御理解いただくことであると思っております」との答弁がございました。

また、「現在、2市4町で合併協議をしているわけだが、かつて山口市と小郡町は合併しようとした時期もあった。今回の議論の中で、山口市と小郡町の1市1町合併論が再び浮上してくる可能性があるのではないか」との質疑に対し、「山口市、小郡町では1市1町の合併を推進する協議会を解散されて、8月26日に2市4町の合併を推進するために県央中核都市建設山口市・小郡町推進協議会が設立されました。会長さんから1市1町

の合併は完全になくなり、2市4町の合併に向けて取り組んでいくという報告を受けており、山口市・小郡町の1市1町合併論は完全に消滅したと思っております」との答弁がございました。

また、「今後、市民アンケートを実施していく旨の新聞報道もあったが、実施されるに当たっては、市民の意向をより正確につかめる程度の対象者にさせていただくとともに、合併に誘導していくような内容にならないように留意していただきたい」との要望もございました。

以上をもちまして、県央部合併問題調査研究特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、県央部合併問題調査研究特別委員会の中間報告を終わります。

次に、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を受けます。河村特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 河村 龍夫君 登壇〕

24番（河村 龍夫君） 去る8月19日、中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催しましたので、その経緯について概要を御報告いたします。

初めての委員会ということで、今後の審議内容に関しまして、御説明申し上げました。

当特別委員会は、本年3月議会において、従前の中核都市まちづくり特別委員会の審議事項のうち、まちづくり事業に関して、これを発展的に継承していくことで設置をみるに至ったわけでございます。

このことを考慮し、今後、当特別委員会においても同様に、調査・研究の対象としてJR防府駅を中心とした中心市街地活性化基本計画エリアの76ヘクタール内に関係の深いものに限り審議してまいりたいということで委員の皆様の御了解をいただきました。

それでは、事業概要及び質疑や要望等について、御報告申し上げます。

まず、防府駅北土地区画整理事業及び防府駅てんじんぐち市街地再開発事業についてでございますが、駅北土地区画整理事業については、本年度は、C街区の建物移転補償と、それに伴う宅地の整地工事、県道赤間通り線整備、A、B、C街区の建物移転補償費算定業務委託を実施しており、今後の予定として、C街区の平成15年度完了、A、B街区における再開発事業の進捗にあわせた推進、D、E街区の平成21年度完了を目標に事業を進めていくとのことでした。

次に、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業についてでございますが、政府の特殊法人整理合理化計画により地域振興整備公団による施行の平成14年度事業採択は見送りとなったものの、地域公団側から引き続き15年度の新規採択を目指す旨の表明があり、防府市も、地域公団施行という方向で検討をしております。しかしながら、本年7月に地域公団より、公団施行は非常に困難な状況になった旨の報告を受け、新たな道を探すことになりました。

再開発事業に取り組む場合に、現段階での唯一の手法である組合施行の是非について、庁内では、公共公益的施設の導入も含めて協議するとともに、地元地権者とも再三にわたる意見交換会やヒヤリング等を精力的に実施し、さまざまな角度から検討を重ねてまいりましたが、中心市街地活性化のためには、再開発事業は、最良の手段であり、市の将来にとって不可欠という認識の中で、地元権利者のまちづくりへの強い熱意とともに、事業実現に向けて資金、管理運営面での確かな取り組みを確認できたこと。

組合施行となった場合、行政への資金的支援や事業への人的、技術的支援をしたい旨の申し出が公団側からあったこと等を総合的に判断し、再開発を組合施行により取り組みたい旨の報告がございました。

また、組合施行となっても、地元地権者、地域振興整備公団、防府市が一体となって事業を推進する形態に変更はないとのことでした。

執行部からの説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、防府駅北土地区画整理事業に関しましては、「A、B、C街区については、区画整理事業の中で電線の地中化をぜひ徹底してほしい」との要望がございました。

防府駅てんじんぐち市街地再開発事業に関しましては、「公団が出資する10億円については、商業施設取得に対する融資ができないものなのか」との質疑に対し、執行部より、「出資対象につきましては、商業支援施設や駐車場などの商業基盤施設に限定されており、商業床への資金投入はできません」との答弁がございました。

また、「公団施行から組合施行への手法の変更は急な決定にも思えるが、内容の精査は十分なのか」との質疑に対し、「再開発事業については、庁内でプロジェクトチームを平成13年1月に立ち上げ、事業内容や財政面等について、さまざまな角度から調査研究をしております。施行手法は変わりますが、内容については時間をかけて検討しております。

施行主体の変更については、再開発の必要性、公団施行が困難となったこと、地元の熱意、あわせて公団出資事業が5年間の時限施策として試行的にスタートした事業であり、

本年度が試行最終年度となっていること等を踏まえ判断したものでございます」との答弁がございました。

また、「財政負担や公共公益施設導入の検討など、全庁的な問題もあるが、地元地権者との調整も踏まえ、都市整備部を主体に、今後とも事業を進めてほしい」との要望もございました。

次に、その他関連事業の説明がございました。

まず、天神表参道景観整備事業につきましては、市街地開発課においては、国の補助メニューであるまちづくり総合支援事業によりJR防府駅より天満宮に至る歩行者導線としてのプロムナード整備等を進めており、そのうち、天神表参道景観整備事業の一環として、平成13年度に実施した事業の概要、また、都市計画課においては、同事業の関連工事として、新橋・牟礼線の道路改良工事の実施について、それぞれ説明がございました。

次に、中心市街地活性化基本計画についてでございますが、10年間を目標とし、都市型社会にふさわしい、防府の生活都心の創造を目指した、中心市街地活性化のための市のマスタープランとして、平成12年3月に策定された、この計画の概要説明がございました。

TMO構想につきましては、防府商工会議所が事業主体となって、本年10月ごろに策定し、市に提出される予定であり、また、事業実現のためのTMO計画も14年度中の策定を目指しておられるとのことでございます。

商業等の活性化のための市の主な取り組みについては、現在、実施している融資、助成制度の概要、旧山口銀行防府支店の活用等についての説明がございました。この活用については、管理運営をTMOに委託することを検討しており、活用方法については、TMO活性化支援事業委員会を組織し、検討するとのことございました。

最後に、防府市快適観光空間整備事業についてでございますが、平成13年度までの実施事業概要と14年度以降の整備予定事業の説明がございました。本年度は、観光誘導サイン38基、施設説明サインを5基設置し、15、16年度には、文化・歴史・自然等体験施設、小規模休憩施設を設置する予定とのことございました。

以上、その他の関連事業の5項目について、執行部からの説明を受けた後、質疑に入りましたが、商業等の活性化のための市の主な取り組みに関して、要望として、「中心市街地事業所等設置奨励制度については、昨年4月施行以来、申請が1件ということだが、適用条件が厳し過ぎるのではないかと。条件緩和を検討してほしい」との意見がございました。

以上の経過をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち、長田美也子氏の任期が、11月30日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第3号については、これに同意することに決しました。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。

市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が7月3日に、また、地方税法施行令の一部を改正する政令が8月1日に公布され、いずれも8月1日に施行されたことに伴い、本市の市税条例もこれらに準じて改正する必要が生じましたが、市議会に諮るいとまがございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第3号については、これを承認することに決しました。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて

承認第5号専決処分の承認を求めることについて

承認第6号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第4号、承認第5号及び承認第6号の3議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第4号から承認第6号までの専決処分の承認を求めることについて一括して御説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が8月2日に公布され、10月1日から国

民健康保険及び老人保健に係る患者等の一部負担金の割合等が変更されること、老人保健の受給対象者の年齢が引き上げられること等に伴い、平成14年度の一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算及び老人保健事業特別会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

まず、承認第4号一般会計予算の補正の内容でございますが、国民健康保険事業特別会計及び老人保健事業特別会計へ繰出金として支出するため2,694万5,000円増額し、これと同額を予備費から減額するものでございます。

次に承認第5号国民健康保険事業特別会計の補正の内容でございますが、法改正に伴う電算システムの修正、医療受給者証の交付等に伴う経費として1,209万5,000円を増額し、これと同額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に承認第6号老人保健事業特別会計の補正の内容でございますが、法改正に伴う電算システムの修正や医療受給者証の交付等に伴う経費として1,485万円を増額し、これと同額を一般会計から繰り入れるものでございます。

御承認くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第4号、承認第5号、及び承認第6号の3議案については、これを承認することに決しました。

報告第46号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第46号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第46号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の家賃支払請求に関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、既に市営住宅を明け渡しております退去者について、本市の催告にもかかわらず家賃を納付しないため、本年7月16日に防府簡易裁判所へ市営住宅の滞納家賃の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力しておりますところですが、今後より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。11番。

11番（木村 一彦君） この被告になっております田中敏夫氏というのは、確認の意味で質疑するんですが、例の5項目文書問題で問題になった、元モラル産業の田中敏夫氏と同一人物でしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） そのとおりでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 例の5項目文書問題のときには、坂本団地の住宅を借りて、実際には居住しておらず、そこを荷物置き場のようにしていたということで問題になりまして、退去を求めた経緯があると思います。

議案によりますと、平成9年5月に明け渡したとなっております。平成9年5月から今日まで、訴えを起こすまで、約5年の歳月が流れておりますが、この間、今、市長の補足説明にもありましたが、たびたび催告をしたということでございますが、こういう事例の場合、今までは居住しておって、家賃を払わないということで提訴したわけですが、明け渡したがおった間の家賃を払わないということで、ちょっとケースは違うと思いますが、5年たって初めて訴えるという点では、その間余りにも時間がたち過ぎているようにも思うんですが、その辺の経緯はどうなっているんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 現在、提訴中でございますので、議案参考資料のとおりでございますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

11番（木村 一彦君） ちょっとよく聞こえません。

土木建築部長（林 勇夫君） 現在、係争中でございます 提訴中でございますの

で、議案参考資料のとおりでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） ちょっともう少し丁寧に説明していただきたいと思ひますね。係争中だから、係争している事案は別のことだと思ひますよね。このことで係争しているんじゃないと思ひますが、それと別に、これは別の事件として、やっぱり訴えるべきときは訴えなきゃいけないんじゃないかと思ひますが、その辺もう少しわかりやすく説明してください。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 経緯についても、いろいろと今後の提訴 今現在、提訴中でございますので、その辺に影響することと思ひますので、先ほど申しましたような内容で当面御理解をお願いしたいと思ひますが。

11番（木村 一彦君） よう理解できんけど、別の場でまた詳しく説明してもらいたいと思ひます。

議長（久保 玄爾君） 立って発言してください。11番。

11番（木村 一彦君） 3回になったから。

議長（久保 玄爾君） 許可します。11番。

11番（木村 一彦君） よく理解できません。法的な問題、あるいは法廷技術の問題があるんだろうと思ひますが、この場で余り明らかにできないということであれば、また別の機会にちょっと適当な方法で教えていただきたいというふうに思ひます。

議長（久保 玄爾君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第46号を終わります。

認定第1号平成13年度防府市水道事業決算の認定について

議長（久保 玄爾君） それでは、次に認定第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 福田 勝正君 登壇〕

水道事業管理者（福田 勝正君） 認定第1号平成13年度防府市水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものでございます。

まず、水道事業会計から御説明申し上げます。

概況につきましては、決算書14ページの決算附属書類で御報告いたしておりますように、業務量は、年間排水量1,479万145立方メートル、年間有収水量1,299万8,390立方メートルとなり、有収水量は3年続けて前年度実績を下回る結果となりました。

有収水量率につきましては、前年度実績を0.1ポイント下回る87.9%となりましたが、今後とも、漏水調査及び老朽配水管の更新等を継続実施し、限りある水資源の有効活用に努め、有収水量率・有効水量率の向上に一層努力してまいりたいと存じます。

建設改良事業では、勝坂高区配水池の築造、西浦増圧ポンプ所の電気計装設備工事を施工するとともに、主要幹線等の配水管延長約4,300メートルの布設を行い、管網の整備を図りました。

また、右田水源地を取水専用施設へ改良するとともに、漏水多発管及び老朽配水管の施設替工事延長約4,000メートルなどを行い、当年度の建設改良費の支出総額は6億7,648万266円となりました。

なお、決算書42ページ・43ページの継続費精算報告書につきましては、平成10年度から4年間の継続事業で建設を進めてまいりました上右田高度浄水処理施設が竣工いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、年度別の事業費及び財源内訳等につきまして御報告をいたしておるものでございます。

次に、経営状況につきましては、収益総額22億265万5,765円に対し、費用総額は21億7,077万5,811円となり、差し引き3,187万9,954円の当年度純利益となりました。

資本的収支におきましては、決算書6ページから7ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入決算額5億8,693万3,410円に対し、支出額は13億3,748万3,766円で、差し引き7億5,055万356円の収入不足となりましたが、6ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしております。

なお、決算書11ページにお示しをいたしております、平成13年度防府市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額3,187万9,954円を企業債の償還財源とするため減債積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

決算の状況につきましては以上のとおりでございますが、水需要は、長引く構造的な不況に加え、環境保全に向けた循環型社会への移行や、節水機器の普及などの諸要因により、今後とも鈍化傾向が続くものと予測いたしております。

したがいまして、今後の事業計画につきましても水需要の動向を注視し、経営の健全化

に留意しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、簡易水道事業会計について御説明申し上げます。

概況につきましては、決算書 5 4 ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、当年度においても施設の維持管理に重点を置き、安定給水に努めるとともに、効率的な運営を行ってまいりました。

業務量につきましては同ページにお示しをいたしておりますとおり、給水戸数は 1 5 5 戸、有収水量は 2 万 7 , 2 7 1 立方メートルとなりました。

経営面では、収益総額 3 , 9 7 6 万 3 , 9 6 2 円に対し、費用総額もこれと同額となっておりますが、これは実質収入不足額 3 , 5 5 6 万 8 , 8 4 0 円を一般会計から運営費補助金として繰り入れ、収支の均衡を保っているものでございます。

また、資本的収支におきましては、決算書 4 8 ページから 4 9 ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額 1 , 2 1 0 万 6 , 2 7 1 円につきましては、4 8 ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしております。

なお、野島地区簡易水道事業は、平成 1 4 年 4 月 1 日から上水道に統合いたしております。

最後に、工業用水道事業会計について申し上げます。

概況につきましては、決算書 7 3 ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、当年度におきましても施設の維持管理に重点をおき、安定給水に努めるとともに、効率的な運営を行ってまいりました。

経営面につきましては、収益総額 1 億 9 , 3 0 3 万 5 , 4 4 0 円に対し、費用総額 1 億 6 , 6 3 4 万 9 , 7 1 2 円で、差し引き 2 , 6 6 8 万 5 , 7 3 5 円の当年度純利益となりました。

資本的収支におきましては、決算書 6 6 ページから 6 7 ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額 6 8 0 万 7 , 5 7 1 円につきましては、6 6 ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしております。

なお、決算書 7 0 ページにお示しをいたしております、平成 1 3 年度防府市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金 1 億 7 9 5 万 1 , 0 8 9 円のうち、1 4 0 万円を法定利益積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

以上、水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業各会計の平成 1 3 年度決算につきまして概況を御説明申し上げますが、平成 1 3 年度は、本市水道事業にとりまして、給水開始 5 0 周年という大きな節目となる年でございます。

今後とも公営企業の経営の原則に沿って経済性を発揮しつつ、公共の福祉に寄与するよう努力いたしてまいり所存でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の要があると認めますので、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第1号平成13年度防府市水道事業決算の認定については、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、これに付託と決定いたしました。

これより、水道事業決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名いたします。

事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（山下 正君） 御報告いたします。

敬称は省略させていただきます。安藤議員、今津議員、岡村議員、河杉議員、木村議員、広石議員、弘中議員、深田議員、藤井議員、藤野議員、藤本議員、松村議員、横田議員、横見議員、以上の14名でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま報告いたしましたとおり、水道事業決算特別委員会委員にそれぞれ御指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、水道事業決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしく願いいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時13分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告いたします。
委員長には横見議員、副委員長には弘中議員。
以上でございます。

議案第 66 号字の区域の変更について

議長（久保 玄爾君） 議案第 66 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 66 号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、大道北地区の県営ほ場整備事業の施行に伴う第二換地区の土地の換地処分により、字の区域の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容につきましては、ほ場整備事業の施行の結果、従来不規則であった土地の区画形状及び道路、水路等が整備されましたので、従来の土地等を境界とする字の区域を、工事後の土地等により新たに区画しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 66 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 67 号土地の取得について

議長（久保 玄爾君） 議案第 67 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第67号土地の取得について御説明申し上げます。

本案は、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業用地として、防府市土地開発公社から土地を取得しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。10番。

10番（山本 久江君） 質問させていただきますけれども、議案ではてんじんぐち市街地再開発事業用地として、土地開発公社から取得予定価格19億4,358万7,444円となっておりますが、買い戻しとなっておりますけれども、このたび同時に出されております補正予算では3億円の予算計上がされております。今後どのような返済計画となっているのか、そのあたりをお示しいただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） お答えいたしますが、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業用地取得に対しての代金の支払い方法でございますが、防府市土地開発公社からの市街地再開発事業用地の取得につきましては、約19億4,000万円と高額でもありますので、分割払いによります財産の取得を考えております。

平均的に各年度3億円ずつ支払いで考えれば、7年間で分割払いになるかと思っておりますが、これにつきましては、各年度年度の財政状況等を勘案いたしまして、財源調整を図りながらできる限り早い時期、計画といたしましては再開発事業の完成、竣工時までには買い取りを終えたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 続いて、このたびの用地取得につきましては、この市街地再開発事業そのものも検討しなければならないと思うんですけれども、防府市のまちづくりにおけるこの再開発事業の位置づけといたしますか、とりわけ商業の活性化、あるいは既存商店街とのかかわりの中での重要性といたしますか、そういった点でお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 防府市のまちづくりとして再開発事業の位置づけ、または既存商店街に与える影響等でございますけれども、位置づけにつきましては、平成12年3月に策定されました防府市中心市街地活性化基本計画及び平成13年3月に策定されました第3次防府市総合計画において中心市街地の整備、改善のための主要事業といたしまして位置づけをいたしておりますとともに、防府商工会議所が策定中のTMO構想

の中での中心市街地における商業活性化のための先導的な事業として位置づけがされております。

それから、2点目の既存商店街に与える影響等でございますが、既存商店街と大型商業施設の間位置しております当地区でございますが、魅力ある商業集積、公共公益的な施設、都市型住宅の複合施設を整備いたします中心市街地における利便性や交流人口の増加を図りながら、にぎわいを創出するものでございますので、既存商店街に対しましても、その波及効果が期待できるものと思っております。中心市街地の商業の活性化につながるものと考えております。

さらに、この事業そのものは全国各地で実施されております大型商業施設を核とした再開発事業ではございませんで、あくまでも地元商店街の皆様が取り組んでおられまして、この観点からも既存商店街への起爆剤となるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） もう1点、最後にお尋ねいたしますけれども、今、再開発事業の重要性について、市の御答弁をいただいたわけですが、それでは市の負担、どのくらいになるのか、総額をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 市の負担でございますが、初期投資額といたしましては、先日の中心市街地活性化対策調査特別委員会でお示しいたしました計画案では、総額で36億円程度を見込んでおります。この中に、防府市の土地開発公社用地を再取得するための約19億円を含んだ金額でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） この土地取得というのは、当然先ほど同僚議員も言いましたが、市街地再開発ビル、これを建てるための土地取得でありますから、その計画、市街地再開発ビルの計画そのものの是非も検討されなきゃいけないと思います。

そこでちょっとお尋ねするんですが、地元商業者の皆さんの熱意というものは大変なもので、頭が下がるわけですが、しかし、全国の同様の駅前再開発ビルというのは必ずしも全部が全部成功している事例ばかりとは言えないように思います。中には、うまくいかなかった事例もあちこちに出ています。

特に、最初がいいんですけれども、10年、15年たつとだんだん問題が生じてくるといふこともあります。ですから、悪いことばかり言うわけではないんですけれども、行政

としては万一のことも考えておかなければならないと思います。

今の特別委員会なんかでの御説明を聞いておりますと、一応下の商業施設は商業者の皆さん、地権者の皆さんの組合が責任を持つ。真ん中の公共公益施設は市が責任を持つと。上の住宅部分は住宅供給公社になるかどうかわかりませんが、そこが責任を持つと。責任を3分割して、今後やっていくというふうに御説明になっていると思いますが、もし例えば下の商業スペース、ここがなかなかうまく立ち行かなくなる、あるいは空き店舗が出てくるといようなことになった場合に、責任はそれぞれ3分割されておりますけれども、建物自体は1つの建物ですから、一体のものですから、そこでもし商業スペースなり何なりが当初の目標どおりいかないということになった場合、ビル全体の、あるいは建物全体のイメージといいますか、駅前の一等地でありますし、そこでそういう事態が起こった場合、市民から見れば、駅前の施設を何とかしろ。何とかしてほしいという声が当然出てくると思うんです。

そういうときに、じゃ、だれが建物全体、施設全体の責任を持つのか。それは商業者のところがうまくいかないんだから商業者で責任を持てと言っても、これは難しい問題が出てくる。当然私は最終的には行政が、市が何とかせんにゃいけないのじゃないかという声が、そういう場合には出てくる可能性が非常にあるというふうに思っています。

その辺のリスクというか、そういうことについても検討されてきたのかどうか、それについてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 都市整備部長。

都市整備部長（清水 義久君） 今段階でまだ、仮にの話になりますけれども、かなり検討はしてきております。そういったことのないようになってもらわなければいけないものでございますので、そういうことのないように、これからも検討してまいりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） これは要望ですが、そういうことも想定して、ないことが一番いいんですけども、必ずしも思ったとおりにならない場合もあるということも考えて、そういう対策もぜひ立てておいてほしいというふうに思います。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 都市整備部長の答弁にちょっと補足をさせていただきますと、木村議員、おっしゃるとおり、我々もそのことを徳山の駅ビルのことも含めまして、大変懸念をして地元とも精力的に討論も重ねまして、その中で幸いなことに、大規模店舗を核

とした商業施設ではない。大規模店舗を核としたということは、その大規模店舗が倒産した場合、もうどうしようもない状態になるわけでございますが、小さなそれぞれの権利者の方等々がもっておられる店である。

それと、保留床につきましては、それぞれの個人が買うのではなくて、地権者、あるいは市民からもボンドを募りまして、株を募って、商業組合といいますか、所有者組合みたいな感じの組合をつくって、レンタルで店を貸そうかなと。そうしますと、ある店が店を閉じましたら、また次の人に貸すことができる。買い取り方式にしますと、その人がシャッターをおろしたら、次に新しく買う人がいなければ、その店はシャッターのままになるわけですが、レンタル方式ですと、その店が閉じられたら、また次の人に貸すことができるというような意味から、大規模店舗を核とした商業施設よりはうまくいくかなと。そういうためにも、組合をつくって共同運営するんだと。そして、市民の方からも出資をしていただくというような形で、市民ぐるみの商業施設にしたいというふうに、今のところ整理はつけております。

いずれにしても、都市整備部長が答弁しましたように、そういうことのないようにしなければいけません、他市の例に比べれば若干はリスクは低いかなという思いはいたしておりますし、そういうことのないように、今までも市長を先頭に、地元の地権者とは数度となく激論に激論を重ねた結果、再開発事業に着手する決断を市長としてはしたところでございます。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（横見 進君） 開発公社から財産を取得されるわけでございますけれども、これに伴って買ったと仮定したときに、開発公社の残債はどの程度になるのか、ひとつお知らせをいただきたい。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 開発公社全体の残債でございますか。13年度末で48億円ぐらいだったと思います。19億円落ちますので、その差額が残っておりますが、ちょっと、私の記憶でございますので、正確な数字はわかりません。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（横見 進君） それと、開発公社はそれぞれの各地方自治体が持つておる残高、それが防府市においてはその中でどの程度の範疇に入るのか、できればお教えいただきたい。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 防府市の状況につきましては、過去にもいわゆる塩漬け用

地等も買い取りをいたしておりますので、他の市町村に比べればいい方だろうと考えております。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。10番。

10番（山本 久江君） このたびの議案は、質疑のときにも申し上げましたように、てんじんぐち市街地再開発事業用地として、土地開発公社から公社用地6,146平米、19億4,358万7,404円で買い戻されるわけですけれども、当然この目的となる市街地再開発事業そのものの内容をも検討せざるを得ません。計画されております市街地再開発事業は、特別委員会の中でも報告されましたけれども、総事業費が59.7億円。B街区における再開発ビル、これは1階と2階を商業施設、3階から5階を5,000平米、これを公共公益施設を持ってくる。そして、6階から13階、これを53戸予定の住宅施設として計画がされておりますし、A街区の駐車場は住宅関係も含めて、220台の駐車場となっております。

私も考えますに、地元地権者、特に再開発推進協議会を中心にまちづくりと商店街活性化のための精力的な活動がなされていることには敬意を表しつつも、やはり全国的にも再開発事業のあり方が問われている中で、質疑でも申し上げましたように、既存商店街との関係の問題、それからビル内の商業施設、店舗経営の今後の見通しの問題やさらに問題なのは5,000平米の公共公益施設のあり方も、このあり方というのも、本来なら切実な市民ニーズに沿った形で、公共施設はその設計条件が決められるべきでありますけれども、現在何も持って来るものはわからない状況でございます。

初めに公共施設、初めに再開発ありきではなくて、本来市は最初から公益施設のあり方については、やはり総合計画の視点に立って、計画的に、そして民主的に施設配置を検討すべきだというふうに考えております。

加えて、市の初期投資額、これは御答弁いただきましたけれども、36億円という大変巨額なものでございました。今、行政改革、この中で市民の暮らし、あるいは福祉、教育関係の市民サービス、いろいろ見直しがされております。この財政負担が市財政へ及ぼす影響というのは大変大きいものがあるというふうに考えております。

よって、この議案第67号につきましては、さまざまな点から賛成しがたい態度を表明をしたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意

見もありますので、起立による採決といたします。議案第67号については、原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

議案第68号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第68号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第68号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認いただいております都市基盤河川勘場川放水路河川改修工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

勘場川放水路の整備につきましては、江泊地区の浸水被害を解消するため、本年度から工事に着手するものでございます。放水路の全体延長は815メートルでございますが、本年度につきましては、このうち90メートルの護岸の整備と、2基の橋梁の整備を行うものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました内崎建設株式会社ほか8社で入札を行いました結果、成長建設株式会社が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第68号については、

原案のとおり可決されました。

議案第 69 号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第 69 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 69 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただき、平成 14 年度・15 年度の継続事業として施工します防府市立小野小学校校舎増改築（建築主体）工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

小野小学校の校舎につきましては、平成 12 年度に実施しました耐力度調査で、改築の必要が生じ、また、敷地が狭隘であることなどから、別の敷地に移転しまして、学校環境の整備を図るものでございます。

本案につきましては、先ほど御報告申し上げましたが、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、株式会社大本組・藤本工業株式会社・藤井建設株式会社共同企業体ほか 5 共同企業体で入札を行いました結果、株式会社銭高組・澤田建設株式会社・株式会社原田組共同企業体が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。25 番。

25 番（今津 誠一君） 御案内のとおり、新聞でも報道されましたけれども、工事の入札が行われる直前に匿名で J V 3 社の社名を挙げ、これらの J V が落札することが既に決まっているという内容のいわゆる談合情報が、ある政党の事務所に寄せられました。

これを受けて、市は入札を延期し、入札予定の業者から談合の有無について聞き取り調査等を行ったけれども、談合の事実を確認するには至らず、当初の予定日の数日後に入札を行ったということであります。が、しかし、その結果は全く談合情報どおりの J V が落札するということになりました。

こういったケースは既に過去に何度も我が市ではありました。私は三、四件ぐらいあったのかなと記憶しておったんですけれども、先日監理課の方でそれを聞きましたら、平成 7 年から今回の分を含めまして、9 件、全く同じようなケースがありました。工事の大きいものを申し上げますと、平成 7 年の亀塚団地建替工事、これが 6 億 9,000 万円、それから、平成 11 年 6 月、公共下水道築造工事、これが請負額が 7 億 1,000 万円。そ

れから、今回の小野小校舎増改築工事、約9億2,000万円ということになっております。

我々もその都度談合は間違いなく行われているという確信を抱きながらも、確証がつかめないということで、切齒扼腕の思いで今日まで来たわけです。しかし、いつまでも無為無策では談合はなくなることはなく、市民に対しても非常に申しわけないことでもありますから、市は何らかの具体的防止策を講ずる責任があったわけです。市長以下、本当に談合は許さないという気持ちがあるならば、何らかの防止策は生まれてくるはずだと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、市長はこれまで談合を排除するために、具体的防止策を講じるよう職員に指示をしてこられたのでしょうか。また、担当の部課長はいかなる防止策を講じて来られたのでしょうか。さらに今回入札を延期した際に、単なる聞き取り調査だけでなく、別の防止策を取り入れることも十分考えられたわけですが、どのような防止策をとられたのでしょうか。特に今回は早くから匿名情報と同じ内容のうわさが流れておりまして、ほとんどの議員が既に耳にしておりました。恐らく執行部サイドにおかれましては耳にされていたことと思いますが、したがって、十分防止策を考える時間があったと思います。

以上3点、お尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） お答えできる範囲をお答えさせていただき、それ以外については担当の方から答えてもらおうと思います。

談合ということはあってはならない。私も共通の認識を持っております。談合があったとか、なかったとか、これはいろいろな情報があるわけでございましょうけれども、きちっとした内容で、私どもは情報の範囲内において談合がなかったという事実を確認したまでのことでございます。

それから、防止策についてのお尋ねでございますが、今回のこの件につきまして、私は実はそういううわさがあったことさえ耳にいたしておりませんでした。8月16日に何か市長室の方にお持ちになったということで、初めて私は知ったのが事実でございます。それから、19日に入札が行われる予定であったが、それを延期して事情聴取をやり、いろいろな形で行政報告でも申し上げたとおりでございますけれども、順序を追って手続を踏んで、対応に取り組んでいったということでございまして、これからも談合の情報がございましたらば、その情報の範囲内において調査できることは調査し、そして正すべきところは正しながら対応していくことは当たり前のことである。

今後のことにつきましては、先般もこのような形でいろいろなことが取りざたされたり話が出ること自体、実に嘆かわしいことだから、一体どねえか方法はないのかというようなことは言うてはおりますけれども、現実問題これという妙案はあるのかないのか、報告をいまだに受けてはおりません。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 私の方からは、前回からの談合情報以来、これまでどのような談合防止策を講じたかということで、具体的にお答えをしたいと思います。

まず昨年、これは平成13年4月に施行されました公共工事の入札・契約の適正化法で発注者に義務づけられた事項がございます。これは毎年度の発注見通しの公表、あるいは入札・契約にかかわる情報の公表等でございますが、これにつきましては、すべて実施いたしております。

また同法の適正化指針に定められているもので、予定価格の積算内訳の事後公表でございます。これは平成13年4月に実施しております、また共同企業体JVに対する予備指名制度の廃止を12年4月から行っております。

なお、前回の公共下水道築造工事の発注は指名競争入札で実施しております、このたびは制限付き一般競争入札で発注しておりますので、前回と比べると談合のしにくい状態となっております。

その理由といたしましては、予備指名をした場合は親と子が特定されますので、組む相手を探す必要がなく、参加JVの数もあらかじめ特定されていることから、談合もしやすくなりますけれども、一般競争入札の場合は予備指名をしないために、入札参加資格を有する業者を探してJVを組まなければなりません。このため入札参加資格を有する業者で、本件の場合は親の資格を有すると思われるものが62社ということでございました。それから、子の資格を有すると思われるものが26社です。子は市内業者に限定した3社JVですから、最高で13JV結成できます。結果といたしまして、6JVの入札参加申し込みがありました、このことは入札参加者にはわかりませんので、大変談合のしにくい状況にいたしましたわけでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 聞き取り調査以外に何をされたかという御質問でございますが、一応業者から提出されました見積書、これを大項目で建物の直接工事費、それから積み上げ仮設費、それから共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これは大項目でござ

いますが、その内容を調査いたしまして、項目の中に同じ金額があるかないかをチェックいたしました。

チェックしましたところ、類似金額がございましたので、関係業者の見積もり内容を再度入念に調査いたしまして、建物別の中項目、これは仮設工事と土工事、型枠工事、木工事がございますが、その金額をチェックしましたところ、皆それぞれ金額のばらつきもありましたので、各社が見積もりをしたという判断をいたしまして、一応了といたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（今津 誠一君） 今、それぞれ御答弁をいただきましたけれども、市長に対しまして、私は予防策を講じるよう職員に指示をしてこられたかというふうにお尋ねをしたんですけども、その点については、余り言及がなかったように思います。

担当部長の答弁を聞きましても、いろいろ申されましたけれども、余り有効な具体的予防策を講じておるといふふうにも感じられませんでした。

私はおととい、何かないものかなと思ひまして、インターネットで談合の防止策についてというので調べた。一、二件紹介しますと、見出しに「相次ぐ談合情報、防止策は - トップの強い意志と決断カギ」。具体的なものとしましては、横須賀市の2000年度に導入した電子入札制度のことを挙げています。それから、談合事件が表面化した神奈川県座間市、兵庫県小野市は抜本的入札制度改革を断行した。「両市とも、談合情報があった場合、「確認はできない」としても入札の参加業者を抽選で減らし、談合情報どおりの業者が落札しにくい制度を導入した。多額の賠償金の請求や市外の業者を一、二社入札に参加させるなどの工夫を凝らした」とあります。

それから、愛媛県の場合には、いろいろありますから簡単に申しますが、談合情報入手した場合における抽選制入札の導入、それから指名停止期間の強化、談合情報に関する県警本部との連携、契約約款への損害賠償額条項等の明記、それから、入札監視委員会の設置といったようなものがありました。

各市ともこういう談合情報には苦慮しておりまして、それぞれ工夫をしてやってきておるわけですが、しかし我が市の現状を見ますと、もう一つ対応が甘いというような感じがいたします。

お尋ねしますが、財務部長、他市でこのような予防策をいろいろ取り入れているところがあるというのをこれまでご存じでしたでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 談合防止策でございますが、この件につきましては、ただいま今津議員さんがおっしゃいました第三者機関へ諮ってのいわゆる入札監視委員会とか、あるいは横須賀市の電子入札等いろいろ伺っております。

今後の談合防止策としての考え方といたしましては、先ほども申し上げましたように、昨年の4月から施行されました例の公共工事の入札適正化法に関する諸施策を着実に実行するというのと、具体的には多様な入札制度を導入いたしまして、入札参加者の募集から入札執行までのプロセスで、業者同士が結局接触する機会をなくするというところでございますので、そういうことをすれば、ある程度談合は防止されると考えております。

それには、最終的には電子入札制度の導入が一番と考えておるところでございます。現時点では、入札参加者のパソコンの習熟度、あるいはシステム自体の完成度、導入経費等の問題がありますので、いきなり電子入札導入とはまいりませんけれども、できる限りインターネットを使っての入札参加、そのほかは郵送による入札等の導入等も視野に入れて考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（今津 誠一君） いろいろ時間のかかる改革もありますから、そういったものはやむを得んとしまして、今回の場合でも先ほど挙げた例の中で取り入れられるものがあつたんじゃないかなという感じがするんですよ。というのは、入札予定業者に新たに2社ほど加えて入札をするという方法がありましたですね。ああいうものを今回でも導入すれば、非常に談合の目的が達成されないことになるように思うんですね。これは十分時間があつたわけですから、どうしてそういうことを取り入れる姿勢がないんだろうかと残念に思うわけです。

これまでの談合情報に対する市の姿勢というのは、市の調査には限界がどうしてもある。したがって確証はつかめない。しょうがない。これであきらめていたと思うんです。私に言わせれば、あきらめがよ過ぎたと思うんです。これでは談合を排除することはできないと思います。

談合は間違いなくやっているという前提で厳しく対抗する姿勢が、私は必要だと思うんです。今後、談合の排除に向けた防止策を取り入れる気があるかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。きちっとしたものをぜひ示されたいと思います。議員の立場を十分理解をいただきたい。そうでないと、なかなかこういうものは認めがたくなりますので、その辺を明言していただきたいと思うんですがどうですか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 指名審査委員会の委員長という立場で御回答申し上げますが、市長からもるるそういう談合等が疑われないようなシステムをつくるべきであるということとは十分言われております。

一番いい方法は特定のエリア、例えば防府市内の業者だけであるとか云々ということを外せば、より談合ができなくなる。これはもう間違いない話ですが、一方では市内業者優先というようなことも言われておまして、その辺のところは大変難しいんですが、まず1点目のよその市、県では市外業者を2社、3社入れるという制度をとっておられるということでございますが、ただいまの議案になっております案件につきましては、制限付き一般競争入札でございますので、市内業者を入れるということはちょっと不可能。要するに全国どこからでもいっちゃいいというシステムをとっておりますので、ちょっとこのたびは違うかと思いますが、今後市内業者だけでの入札におきまして、そういう談合ではないが、そういうものがもし疑われるとするならば、市外業者を数社入れるとか、我々事務的には市内業者の育成ということもございまして、例えばパーター方式で山口市と防府市の業者が、例えばですけれども、相互に山口市の入札には防府市の業者がすべて入札に参加できる。あるいは防府市の入札にも山口市の業者がすべて参加できるというようなシステムになれば、それがベストだなという思いはいたしておりますが、なかなか今、お互いの市町村間でそこまでいっていないというのが現実でございます。

そこで、先ほどちょっと財務部長も答弁しましたが、近々特に市外業者も入った場合が主たる対象になるかと思いますが、一遍に電子入札までまだ勉強不足ですし、システムの開発費、いろいろあります。できれば山口県で1つの電子入札のシステムをつくって、56市町村みんなが使えるようなシステムになればいいなということも言っているんですが、そういうあたりは市長会等を通じてシステムの開発等は頼んでいかなきゃいけないと思いますが、当面防府市としては電子入札に準ずる形として、郵便入札を導入したいという思いを、今、持っていて、そのための準備を現在進めているところでございます。具体的には今、思っているのはそういうことです。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） この問題については、後日の一般質問で取り上げる予定ですので詳しくは申し上げますが、1点だけ。

今、工事内訳書の調査をしたということでもございました。大項目から中項目まで検査した。その結果、一致するものはなかったの、つまり各社が独自に見積りを出しているという確証を得た。したがって、談合はなかったと、こういうふうに判断したという御答弁がございました。

この工事内訳書、いわゆる積算の中身、これを精査するのに大体どのぐらいの人数でどのぐらいの時間をかけられたのか、お答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 人数はちょっと把握しておりませんが、調査を半日やっております。その中で、今の項目をチェックしております。ちょっと人数は把握しておりません。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 人数は5人なのか、10人なのか、30人なのか、100人なのか、その程度のことで、大体の人数をちょっと教えてほしいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 住宅課の職員が担当したんでございますけれども、職員が補佐が2人、係長が2人おります。五、六人でやったのじゃないかと思っておりますけれども。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第69号については、教育民生委員会に付託と決定いたしました。

議案第70号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第70号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第70号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市高等学校入学準備金貸付基金への寄附金200万円を現行の基金の額に増額するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第70号については、原案のとおり可決されました。

議案第71号防府市火災予防条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第71号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第71号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防法及び消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、本市もこれに準じて改正しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取り扱い、その他火の使用に係る火災予防に関する規定の整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第71号については、原案のとおり可決されました。

議案第72号平成14年度防府市一般会計補正予算（第4号）

議長（久保 玄爾君） 議案第72号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第72号平成14年度防府市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,052万3,000円を追加し、補正後の予算総額を405億8,630万2,000円といたしております。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入では、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び市債を計上いたすとともに、歳出では、不発弾等探査委託料、市有林間伐委託料、地区公共用施設整備助成金、社会福祉事業振興基金積立金、介護報酬見直しに係るシステム改修経費、ため池実態調査業務委託料、漁港漁場環境整備事業費補助金、歴史を活かしたまちづくり計画策定業務委託料、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業用地取得事業及び教育振興基金積立金、高等学校入学準備金貸付基金繰出金等をお願いするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますとおり、限度額の変更をいたすものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものを順を追って、御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、6ページの国庫支出金の総務費補助金、不発弾等処理交付金でございますが、伊佐江大塚地区に不発弾が埋まっているという目撃情報のもとに、不発弾探査に係る国庫補助金をお願いするものでございます。

また、民生費補助金から8ページの県支出金につきましては、いずれも補助事業等の内示決定によるものでございまして、その主なものは、要介護認定関連システム改修事業費補助金、TMO活性化支援事業補助金、街路事業費交付金、緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金、作業所支援ヘルパー事業補助金、ため池緊急防災対策事業費委託金等でございます。

次に、8ページの財産収入につきましては、山口ニューメディアセンター株式会社が平

成14年3月31日をもって解散したことに伴う残余の財産分配金を計上いたしております。

次に、10ページの寄附金につきましては、防府市大崎の藤井時雄様及び、春川市江原舞踊アカデミー代表金暎珠様から御寄附をいただきました、社会福祉事業、教育振興、高等学校入学準備貸付金等のための指定寄附金でございます。

同じく10ページの繰入金につきましては、議案第67号で御説明いたしました防府駅てんじんぐち市街地再開発事業用地として防府市土地開発公社から取得するための費用3億円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、12ページの市債につきましては、事業費の変更により、減額させていただいております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、14ページの2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました不発弾探査に要する経費を計上いたしております。

6目財産管理費につきましては、緊急地域雇用創出特別基金補助事業を活用いたしまして、大平山市有林の間伐を行う経費を計上いたしております。

次に16目地域振興費につきましては、大道市東の地区公共用施設新設に伴う助成金を計上いたしております。

次の16ページの3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費と、28ページの10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費及び3項の中学校費の1目学校管理費につきましては、歳入で御説明いたしました指定寄附金を社会福祉事業振興基金、教育振興基金及び高等学校入学準備金貸付基金への積み立て、並びに右田中学校の備品購入費に充てるものでございます。

次に、16ページの3款民生費、1項社会福祉費の4目老人福祉費につきましては、補助事業の新設に伴う介護保険システム改修経費等をお願いするものでございます。

なお、国・県返還金につきましては、平成13年度事業の精算に伴う返還金を計上いたしております。

次に、18ページの6款農林水産業費、1項農業費の5目農地費につきましては、県の補助事業新設に伴います、ため池実態調査に要する経費をお願いするものでございます。

次に、20ページの3項水産業費の2目水産振興費につきましては、漁港・漁場の振興を図るため、漁港漁場環境整備事業費として助成するものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、国庫内示増による財源振り替え及び節の組み替えをお願いいたしております。

次に、24ページの8款土木費、6項都市計画費の2目街路事業費では歴史を活かしたまちづくり計画策定業務委託料を、また4目都市下水路費では、排水機場ポンプの緊急修理費を計上いたしておるものでございます。

さらに、7目土地区画整理費では、事業費の減額と節の組み替えをお願いいたしております。

最後に26ページの8目都市再開発費につきましては、歳入の繰入金のところでも御説明いたしましたように、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業用地として、防府市土地開発公社から取得する経費をお願いするものでございます。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして補正後の予備費を3億5,643万6,000円といたしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第72号については、関係各常任委員会に付託と決定いたしました。

議案第73号平成14年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号平成14年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号平成14年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第77号平成14年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（久保 玄爾君） 議案第73号から議案第77号までの5議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） それでは、議案第73号から議案第77号までの5議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、33ページの議案第73号平成14年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成13年度決算に基づくもの及び競輪局参与の設置に係る経費を

計上し、その収支差を予備費といたしておるものでございます。

次に、41ページの議案第74号平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、平成13年度決算に基づきまして、歳入では、国民健康保険基金繰入金を減額するとともに、前年度繰越金を計上いたし、歳出では、国民健康保険基金繰入金を取りやめたことに伴う、歳出特定財源の組み替え及び予備費を計上いたしておるものでございます。

次に、49ページの議案第75号平成14年度防府市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)及び57ページの議案第76号平成14年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成13年度決算に基づきまして、歳入及び歳出を調整させていただいております。

次に、65ページの議案第77号平成14年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では、当初予算におきまして、介護報酬見直しに係るシステム改修費を計上しておりましたが、円滑導入に係るものであるため、一般会計で措置することに伴い、国庫補助金、一般会計繰入金を減額いたしておるものでございます。

また、平成13年度決算に基づきまして、支払基金交付金の精算分を年度間調整により減額するとともに、財政安定化基金貸付金、基金繰入金及び繰越金を計上いたし、歳出におきましては、歳入で御説明いたしました介護報酬の見直しに係る経費を減額し、基金積立金、国庫負担金等の返還金を計上いたしておるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長(久保 玄爾君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております5議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第73号については、総務委員会に、議案第74号、議案第75号、議案第76号及び議案第77号については教育民生委員会に、それぞれ付託と決定いたしました。

議長(久保 玄爾君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9日午前10時から一般質問を行います

ので、よろしくお願ひいたします。

午後 0時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年9月4日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 熊谷 儀 之

防府市議会議員 佐鹿 博 敏